

Topics | トピックス

- ◆ 年金制度「令和2年改正法」関係政令を整備し公布
- ◆ 算定基礎届等に係る総括表を廃止
- ◆ 日本年金機構、制度改正に対応した「届書作成プログラム」(修正版 Ver.23.01) を公開
- ◆ DCの拠出限度額を検討 第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会
- ◆ 2020年10月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で76.1%

◆ 年金制度「令和2年改正法」関係政令を整備し公布

厚生労働省は2020年12月23日、日本年金機構等に向けて「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布について」(年発1223第4号)を通知した。これは、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(「令和2年改正法」)の一部の施行に伴い、関係政令の整備等に関する政令が、2020年12月23日に公布されたことに合わせて、2021年4月1日等に施行することになったことを周知徹底するためのものである。

【改正の内容】

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しへの対応について<2021年1月1日施行>

2021年1月1日より地方税の寡婦控除及び寡夫控除がひとり親及び寡婦に再編されることに伴い、国民年金保険料の申請一部免除基準等の判定所得の計算時の所得控除においても、同様の措置を講じる。

(2) 学生納付特例に係る規定の整備について<2021年4月1日施行>

学生納付特例の対象となる学生及び学生納付特例事務法人の範囲に係る規定の整備を行う。

(3) 未婚のひとり親の申請全額免除基準への追加について<2021年4月1日施行>

国民年金保険料の申請全額免除の対象の一部について政令で規定する。これに伴い、障害者及び寡婦について、改めて国民年金保険料の申請全額免除の対象者として国民年金法施行令に規定する。

また、2021年1月1日より未婚のひとり親が個人住民税の非課税措置の対象となることに伴い、地方税法上の未婚のひとり親についても、国民年金保険料の申請全額免除の対象者として国民年金法施行令に規定する。地方税法上の寡夫についても併せて対象に加える。

なお、寡婦、寡夫及び単身児童扶養者が2021年1月1日より寡婦及びひとり親に再編されることに伴い、政令を整備して、申請全額免除の対象にひとり親を追加する。

(4) 脱退一時金の支給上限月数の見直しについて<2021年4月1日施行>

日本に短期滞在する外国人に対する特例的な給付である脱退一時金について、支給上限月数を政令で定めることとされることに伴い、国民年金法施行令及び厚生年金保険法施行令に当該支給上限月数に係る規定を置き、支給上限月数を現行の36月(3年)から60月(5年)に引き上げる。

(5) 年金生活者支援給付金の所得要件の判定に用いる所得情報の切替月の見直しについて<2021年8月1日施行>

簡易な請求書(はがき型)の送付の実施のために、年金生活者支援給付金の所得要件の判定に用いる所得情報の切替月を、8月から10月に変更することに伴い、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令について所要の改正を行う。

(6) 年金生活者支援給付金の簡易な請求書(はがき型)を送付された人の認定の請求の特例について <2021年8月1日施行>

(5)の改正に伴い、簡易な請求書(はがき型)の送付が概ね8月末から9月上旬までの間に行われることとなることを踏まえ、簡易な請求書(はがき型)の送付から概ね3カ月後の12月末までに当該請求書を返送した人については、当該請求書を送付した年の9月30日に認定の請求があったものとみなす。

(7) 確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件の見直しについて <2021年4月1日施行>

確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件である通算拠出期間が1年以上3年以下であることを政令で定めることとされることに伴い、確定拠出年金法施行令に当該期間に係る規定を置くとともに、当該期間については、1年以上5年以下と定める。

(8) 旧法寡婦年金の支給除外要件の見直しについて <2021年4月1日施行>

寡婦年金の支給除外要件を見直すことに合わせて、国民年金法等の一部を改正する法律による改正前の国民年金法の規定による寡婦年金についても同様の見直しを行う。

など

◆ 算定基礎届等に係る総括表を廃止

厚生労働省は2020年12月18日、日本年金機構に向けて「算定基礎届等に係る総括表の廃止及び賞与不支給報告書の新設について」(年管管発1218第2号)により、「総括表の取扱い」と「賞与を支給しなかった場合の取扱い」について通知した。

現在、算定基礎届等(「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届/70歳以上被用者算定基礎届」及び「健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届/70歳以上被用者賞与支払届」)を提出する際には、総括表(「健康保険・厚生年金保険 被保険者月額算定基礎届総括表」及び「健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表」)を添付する必要がある。

これに対して、12月20日の閣議で決定した「デジタルガバナンス実行計画」では、国民の利便性の向上につながる行政手続については優先的に、オンライン化、添付書類の省略を進めることとなり、厚生年金保険関係の手続きにおいても、その趣旨に沿った対応が求められることとなった。そのため、算定基礎届等の提出の際に添付する総括表を廃止する等の措置が2021年4月1日よりとられることとなった。

【総括表の取扱いについて】

「算定基礎届等」の提出の際に添付する以下の総括表は廃止される。

- 健康保険・厚生年金保険 被保険者月額算定基礎届総括表
- 健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表
- 船員保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表

【賞与を支給しなかった場合の取扱い】

事業主が、「健康保険・厚生年金保険新規適用届」等を日本年金機構に提出する際に登録した賞与支払予定月に、いずれの被保険者及び70歳以上被用者に対しても賞与を支給しなかった場合は、「健康保険・厚生年金保険 賞与不支給報告書」(図1)または「船員保険・厚生年金保険 賞与不支給報告書」(図2)を提出しなければならないこととなる。登録されている賞与支払予定月に変更がある場合は、変更後の賞与支払予定月を記載する必要がある。

図1 健康保険・厚生年金保険 賞与不支給報告書

健康保険 厚生年金保険 賞与不支給報告書 [別添1]

様式コード 2 2 6 8

令和 年 月 日 提出

事業所 事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号

受取印

社会保険労務士記載欄 氏 名 等

・この報告書は、賞与支払予定月に賞与の支給がなかった場合に提出してください。

賞与支払予定年月 令和 年 月

賞与支払年月 令和 年 月

支給の状況 1. 不支給

・従前の賞与支払予定月を変更する場合は以下③も記入してください。

③ 賞与支払予定月の変更 令和 年 月 令和 年 月

図2 船員保険・厚生年金保険 賞与不支給報告書

船員保険 厚生年金保険 賞与不支給報告書 [別添2]

船主所有船舶登記号 船舶番号

賞与支払請求書

① 船主所有船舶登記号 ② 船舶番号

③ 賞与支払予定年月 令和 年 月

④ 賞与支払年月 令和 年 月 ⑤ 支給の状況 不支給 1

⑥ 賞与の名称 ⑦ 賞与の金額 ⑧ 賞与の支払方法 ⑨ 賞与の支払時期 ⑩ 賞与の支払回数

令和 年 月 日 提出

社会保険労務士記載欄

船主所有船舶 氏 名

船主所有船舶 氏 名

電 話 ()

【記入上の注意】
1. ※の欄は、記入しないでください。
2. ⑥は、賞与、決算手当、期末手当のように不支給となった賞与の名称を記入して下さい。
3. ⑦は、現在の賞与支払予定月が③の賞与支払予定月と異なる場合を記入して下さい。

◆ 日本年金機構、制度改正に対応した「届書作成プログラム」(修正版 Ver.23.01)を公開

日本年金機構は2020年12月14日、社会保険手続きに関する「届書作成プログラム」(Ver.23.00)を公開した。その後一部システムに不具合が生じていたことが発覚し、これを修正して<Ver.23.01>として再公開した。

【<Ver.23.00>不具合の内容】

現象：「健康保険被扶養者(異動)届・国民年金第3号被保険者関係届」の被扶養者変更・非該当の届けについて、申請データの確認時に住所が表示されない。

原因：入力した被扶養者住所が jkkファイル※に反映されていないため。

対応：修正して<Ver.23.01>として差替えた。

該当の届出利用者は、届書作成プログラム (Ver.23.01)を再度ダウンロードし、被扶養者住所を再度入力する。

※ jkkファイル：申請内容を収録した一時保存ファイルのこと

図3 電子申請促進のリーフレット

事業主の皆さまへ
社会保険手続きは
電子申請でカンタンに！

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。
なお、2020年4月から特定の事業所について**電子申請の義務化が始まっています**。
※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

電子申請のメリットって何ですか？
24時間365日いつでもどこでも申請可能です。
郵送費などのコスト削減も期待できます。

お金はかかりませんか？
GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を始めることができます。

電子申請のやり方がわかりません
日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。
併せて利用手順の説明動画も掲載しています。
ぜひ、ご覧ください。

QRコード
日本年金機構 電子申請 検索
<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

電子申請がいちばん早い！

◎電子申請なら紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。
例えば、保険証は紙で申請されるより電子申請の方が**3～4日早く届きます**。
ぜひ電子申請をご利用ください！

◆ DCの拠出限度額を検討 第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会

厚生労働省は2020年12月23日、「第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会」（部会長＝神野直彦・日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授）を開催した。議題は「企業年金のガバナンス等について」、「DCの拠出限度額について」。

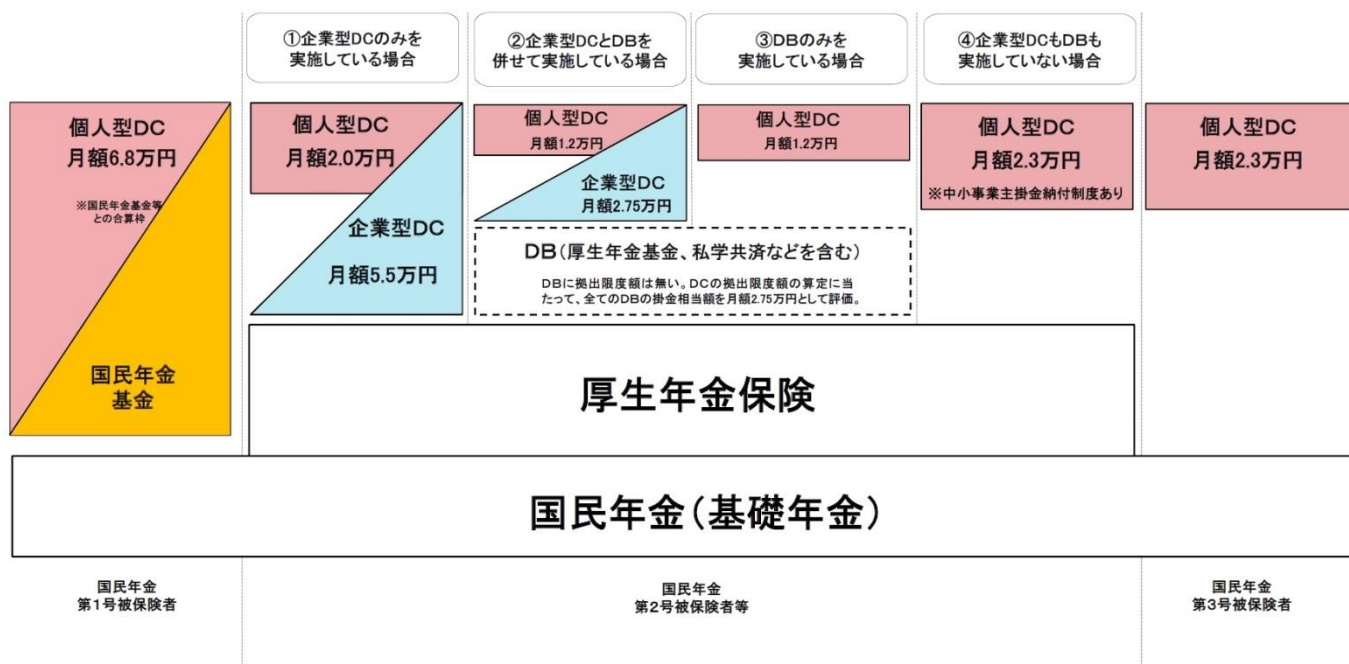
企業年金制度は、加入者の高齢期の所得確保を図ることを目的とし、その運営にあたってはガバナンスの確保、すなわち「制度を健全に運営するための体制の整備等」が重要である。OECD（経済協力開発機構）ではガイドラインのなかで、「統治機関」、「責任」など11項目を提唱している（図4）。部会では、「行為準則・組織」、「事業運営の検証・監査等」、「資産運用」、「加入者への情報開示」の面で制度の見直しを行い、法令改正が行われるに至った。たとえば、「行為準則・組織」に関しては、「複数の事業主で構成される確定給付企業年金で、適正な運営が難しい状況を抱えたものについてガバナンスを重点的に強化すべき」との課題を提示し、2020年9月に総合型基金の代議員の在り方に係る政令が改正されたところである。

DC（企業型・個人型）の拠出限度額は、現在、図5のように設定されている。企業型DCについては、すべてのDBの掛金額を一律に評価するのではなく、月額5.5万円からDBごと（①企業型DCのみを実施する場合、②企業型DCとDBを併せて実施する場合）にDCの掛金相当額を控除した額とすることで公平性が確保できるとして、検討が進められている。また、全てのDBの掛金相当額を一律に評価している個人型DBについては、DBごと（①企業型DCのみに加入、②DBと企業型DCに加入、③DBのみに加入）に個別の拠出限度額を評価することで公平を図ることができるとしている。

図4 企業年金のガバナンスに関するOECDガイドラインの概要

項目	OECDガイドラインの内容(概要)
1. 責任の識別	監督と執行の責任が識別され分離されるべき。
2. 統治機関	運営権限を有する統治機関を設置すべき。統治機関とは別の、統治機関を選出し監督する機関が設置されてもよい。 ※ なお、運営が主な役割の機関と監督が主な役割の機関の二層構造となっている場合は、運営が主な役割の機関の方を統治機関と呼ぶ。
3. 責任	統治機関はステークホルダーに対して責任を負うべき。責任が果たせるように、統治機関が職務に反した際には法律上の責任を負わせるべき。統治機関の責任には、個人が金銭的な責任を負うことが含まれてよい。
4. 適合性	統治機関のメンバーの資質は、年金基金のガバナンスにおける高水準の高潔さ、有能さ、経験とプロ意識を確保するための最低限の適合性の基準に照らされるべき。統治機関の少なくとも一部のメンバーは、投資戦略などの要となる意思決定を補佐するための適切な専門的資質・経験を有していることが望ましい。
5. 権限委譲と専門家の助言	統治機関は、内部スタッフ等に権限委譲が可能。統治機関に責任を全うするために必要な専門知識が欠けている場合は、専門家の助言を求めること。
6. 監査人	年金組織、統治機関及び制度提供者から独立した監査人が、適切な機関によって任命され、ニーズに応じた定期的な監査を行うべき。
7. 年金数理人	すべての確定給付型年金には、年金数理人が選任されるべき。
8. カストディアン(資産管理機関)	外部カストディアンを選任した場合、年金資産とカストディアンの資産が分別管理されることを法的に担保するべき。
9. リスクベースの内部統制	制度運営上の様々なリスクに応じた適切な内部統制を実施するべき。
10. 報告	正確な情報伝達のための報告チャネルを確保するべき。
11. 情報開示	すべての関係者に対して適切な情報を、明確・正確かつタイムリーに開示するべき。

図5 DCの拠出限度額



◆ 2020年10月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で76.1%

厚生労働省は2020年12月25日、2020年10月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2017年10月分の納付率】(3年経過納付率)

対前年同期比0.8%増の76.1%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は907万月で、納付月数は690万月。

【2018年10月分の納付率】(2年経過納付率)

対前年同期比4.4%増の76.5%であった。納付対象月数は860万月で、納付月数は663万月。

【2019年10月分の納付率】(1年経過納付率)

1年経過納付率は73.3%であった。納付対象月数は843万月で、納付月数は618万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は87.6%となっている。